

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………一
……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（二件）……………一
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
 - 鳥獣捕獲等事業軽微変更届……………一
……………（環境局自然環境部計画課）…
 - 森林病虫害等防除法による東京都防除実施基準の変更……………三
……………（環境局自然環境部緑環境課）…
- ### 公告
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………三
……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………五
 - 東京都立海上公園有料施設の休場日の変更……………五
……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…
- ### 雑報
- 東京都職員共済組合の役員の変更及び就職……………五
……………（東京都職員共済組合）…

告示

●東京都告示第七百八十四号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称
武蔵小山駅前通り地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成二十八年四月十三日から平成三十三年三月三十一日まで
- 三 施行地区
品川区小山三丁目地内
- 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区小山三丁目六番十九号
- 五 変更の内容
事業施行期間を平成三十四年三月三十一日まで延長する。
- 六 事業計画の変更の認可の年月日
平成二十九年四月二十五日

●東京都告示第七百八十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

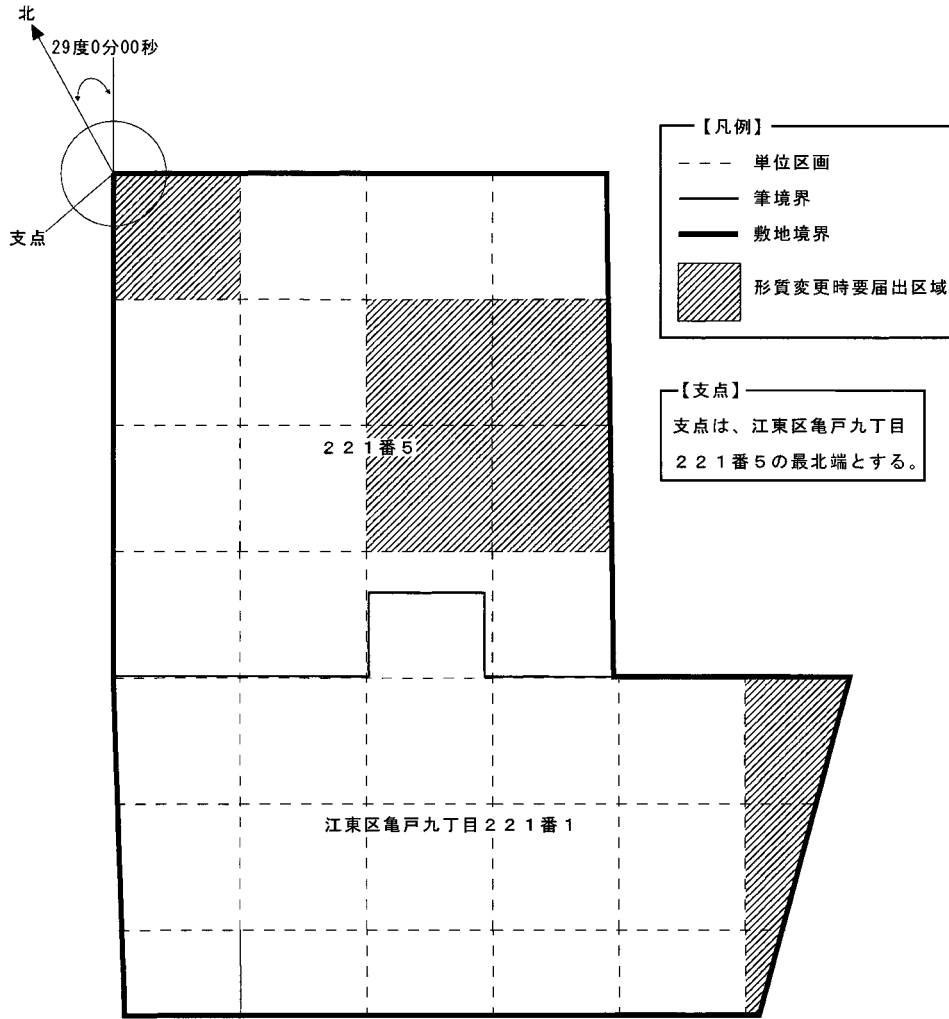
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区亀戸九丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



【格子の回転角度（29度0分00秒）】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百八十六号

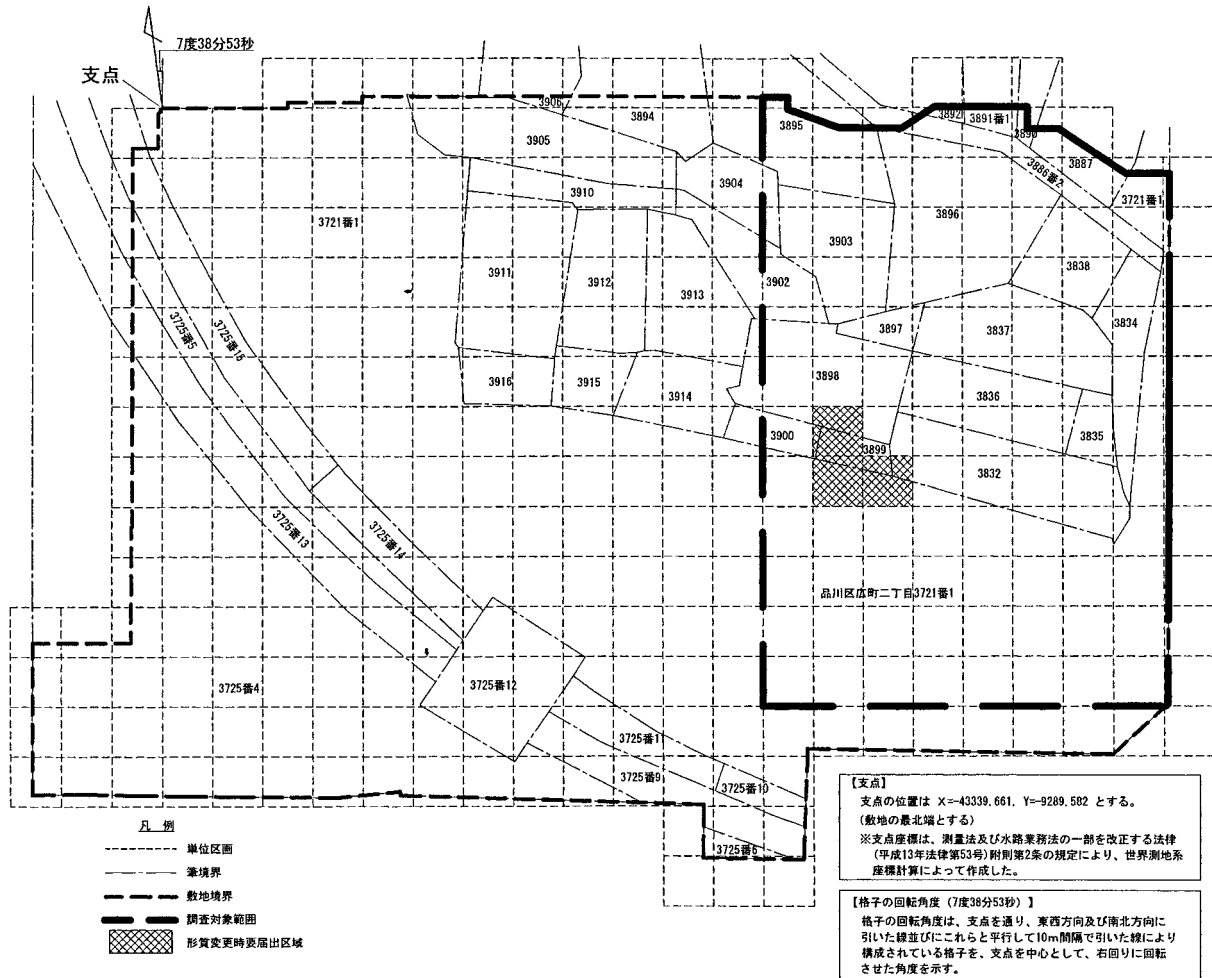
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区広町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第七百八十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
(平成十四年法律第八十八号) 第十八条の七第三項に規定
する鳥獣捕獲等事業の軽微な変更の届出があったので、同
法第十八条の七第五項の規定に基づき、当該届出をした鳥
獣捕獲等事業者について次のとおり告示する。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 鳥獣捕獲等事業者の名称
株式会社野生動物保護管理事務所
- 二 鳥獣捕獲等事業者の住所
東京都町田市小山ヶ丘二丁目十番十三号
- 三 鳥獣捕獲等事業者の代表者の氏名
代表取締役 濱崎 伸一郎

●東京都告示第七百八十八号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号) 第
七条の三第一項の規定により、東京都防除実施基準を変更
したので、同条第四項の規定により、次のとおり公表する。
平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

2(2)ア②中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法
律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する
法律」に改める。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に

ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)新宿三丁目プロジェクト
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目八百七番一ほか
- 三 設置者名 三井不動産株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋室町二丁目一番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成二十九年十二月八日
- 七 店舗面積の合計 千四百十二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 隔地 三十台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 六十三台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七十一平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 七・三二立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 四か所 隔地

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後十一時までほか

十七 届出日 平成二十九年四月七日

十八 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間

平成二十九年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年四月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 府中駅南口第一地区
- 二 店舗所在地 府中市宮町一丁目百番
- 三 設置者名 府中駅南口第一地区市街地再開発組合
- 四 設置者住所 府中市寿町一丁目五番地の一
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 未定
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社京王ストアほか八名
- 七 変更日 平成二十九年七月一日
- 八 届出日 平成二十九年四月三日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 平成二十九年四月二十五日から同年八月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

GINZA SIX

二 店舗所在地

中央区銀座六丁目十番一号ほか

三 設置者名

株式会社大丸松坂屋百貨店

四 意見

ア 聴取者

中央区長

イ 概要

意見なし

ウ 収受日

平成二十九年四月四日

五 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間

平成二十九年四月二十五日から同年五月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

七 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都立海上公園有料施設の休場日の変更について

東京都海上公園条例施行規則（昭和五十年東京都規則第二百四十二号）第十七条第一項ただし書の規定に基づき、東京都立海上公園有料施設の休場日を次のとおり変更する。

平成二十九年四月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 休場日を変更する有料施設

東京都立若洲海浜公園若洲ゴルフリンクス

二 変更する休場日

変更前 平成二十九年五月二日、同月三十日及び同年八月二十九日
変更後 休場日としない。

三 理由

都民サービス向上のため

雑 報

東京都職員共済組合の役員退職及び就職について

東京都職員共済組合の役員に次のとおり退職及び就職があったので、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第十四条第四項の規定に基づき公告する。

平成二十九年四月二十五日

東京都職員共済組合

理事長 川 澄 俊 文

一 退職役員

役職名 氏 名 所 属

理事長 中西 充 東京都副知事

退職年月日 平成二十九年四月二日

二 就職役員

役職名 氏 名 所 属
理事長 川澄 俊文 東京都副知事

就職年月日 平成二十九年四月三日

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001